

## 7. <マーガリン> - - - 家庭用マーガリン類の

賞味期限の設定について（抜粋） - - -

詳細情報のための問合せ先：日本マーガリン工業会

1. 当工業会会員各社の製造・販売している家庭用マーガリン類は、マーガリン、ファット・スプレッドなどで、これらの賞味期限の設定方法については、当工業会として平成7年（1995年）3月に「食品加工油脂に関する賞味期限の設定及び表示の手引き」を策定し、会員各社の準拠する規範としております。この基本的な考え方は、製品毎の保存試験において、大腸菌群、一般生菌数、かび、酸価、過酸化物価、外観、風味の各検査項目に変化を生じ始めた時期を「終期」と見定め、これに十分な余裕を持った期間を「賞味期限」と設定することとしております。

そして実際に、会員各社から提供された製品を、(財)日本食品油脂検査協会（マーガリン類の JAS（日本農林規格）登録格付機関）に依頼して、上記の保存試験を行ってまいりました。（平成6年8月から18ヶ月間）

2. 消費者の皆様方が日頃お使いになる家庭用マーガリン類に記載されている「賞味期限」は以上のような考え方と経緯を踏まえて会員各社が個別に設定しているものです。従って、これらの「期限」を過ぎても一定の期間は品質・衛生面で十分にご安心いただけることをご理解ください。

なお、商品を開封後はなるべく2週間以内、長くても1ヶ月以内には使い切ることが推奨されます。

3. 当工業会会員各社の個別製品についての詳細は、以下のアドレスをクリックして下さい。

（会社名；五十音順）

（アドレス）

日本リーバ株式会社

<http://www.nipponlever.com/>

明治乳業株式会社

<http://www.meinyu.co.jp/>

雪印乳業株式会社

<http://www.snowbrand.co.jp/>

また、個々の食品については、食品容器または包装に記載されている製造者（販売者）の連絡先にお問合せください。